

中島 啓 (NAKAJIMA Kei)

東京大学社会科学研究所 | 准教授

113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1

Email: kei.nakajima@iss.u-tokyo.ac.jp

Email: kei.nakajima@graduateinstitute.ch

Phone: 03-5841-4971

Website: www.keinakajima.com

専門分野：

- 国際法：国際紛争処理論、国際法解釈理論
- 国際裁判論：事実認定、証拠調べ、先決手続、仮保全手続、訴訟戦略
- 貿易投資法：投資協定仲裁、貿易紛争処理
- 国際金融法：ソブリン債務再編、公債契約、銀行救済、涉外訴訟・仲裁

学位：

- Ph.D. in International Law ジュネーブ国際開発高等研究所・2019年10月
- 博士（法学）東京大学・2013年2月
- 修士（法学）東京大学・2008年3月
- 学士（法学）早稲田大学・2006年3月

略歴：

- 1983年8月 茨城県生まれ
- 2006年3月 早稲田大学法学部卒
- 2008年3月 東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了
- 2008年4月 日本学術振興会特別研究員（DC1）（2011年3月まで）
- 2011年3月 東京大学大学院法学政治学研究科博士課程単位修得満期退学（2013年2月に博士（法学）の学位取得）
- 2011年4月 日本学術振興会特別研究員（PD）（2013年9月まで）
- 2013年9月 ジュネーブ国際開発高等研究所・国際法博士課程在籍（2019年10月に Ph.D. in International Law の学位取得）
- 2015年9月 神戸大学大学院法学研究科・学術研究員（2017年1月まで）
- 2017年1月 国際司法裁判所（オランダ・ハーグ）・法務官補（2020年3月まで）
- 2020年4月 東京大学社会科学研究所准教授（現在に至る）

書籍：

2. [*The International Law of Sovereign Debt Dispute Settlement*](#) (Cambridge Studies in International and Comparative Law 171, Cambridge University Press, September 2022), 349pp+xxx.
1. 『[国際裁判の証拠法論](#)』（信山社、2016年5月）。
 - 「[書評](#)」国際法外交雑誌 115 巻 4 号（2017年1月）509-514 頁（李禎之）。

- 第50回 [安達峰一郎記念賞](#)受賞。

論 説：

15. Kei Nakajima, Yohei Okada and Kento Nisugi, "The sovereign function test out of thin air? The status of the central bank determined behind the scenes in Certain Iranian Assets", *Journal of International Dispute Settlement* (2024) advance version [[DOI](#)].
14. 中島 啓「ロシアのウクライナ侵略により生じた損害を登録する機関の設立と賠償メカニズムの実現可能性」[国際法研究 13号](#)（信山社、2024年3月）101-117頁。
13. 中島 啓「国際保健法の遵守確保：管理、制裁、報奨」加藤晋・田中隆一・ケネス・盛・マツケルウェイン編『[パンデミックと社会科学：ポストコロナから見えてくるもの](#)』（勁草書房、2024年2月）187-201頁。
12. Kei Nakajima, "Fact-Finding by Trade-off: Questions of Evidence and Its Interactions with Valuation in Compensation Cases before the International Court of Justice", *Max Planck Yearbook of United Nations Law*, Vol. 26 (2023), pp. 428-452. [[DOI](#)]
11. 中島 啓「ロシアの軍事侵攻に抗するウクライナの国際訴訟戦略」[国際法研究 11号](#)（信山社、2023年3月）107-136頁。
10. 中島 啓「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策として途上国債務支払猶予イニシアティブ」[国際法研究 10号](#)（信山社、2022年3月）155-171頁。
9. 中島 啓「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策と社会経済活動の両立をめぐる国際（保健）法のディスコース」[社会科学研究 72巻1号](#)（2021年3月）5-27頁。
8. Kei Nakajima, « Faut-il établir l'existence d'un autre différend pour que des demandes reconventionnelles soient déclarées recevables ? Une étude complémentaire sur la notion de différend devant la Cour internationale de Justice », *Revue belge de droit international*, tome 53 (2020), pp. 268-286. [[HeinOnline](#)]
7. Kei Nakajima, "Beyond *Abaclat*: Mass Claims in Investment Treaty Arbitration and Regulatory Governance for Sovereign Debt Restructuring", *Journal of World Investment & Trade*, Vol. 19, No. 2 (2018), pp. 208-247. [[DOI](#)]
6. Kei Nakajima, "Traditional and Modern Designs for the International Law of Sovereign Debt Restructuring: A Way Forward", in Holly Cullen, Joanna Harrington and Catherine Renshaw (eds.), *Experts, Networks, and International Law* (Cambridge University Press, 2017), pp. 230-256. [[DOI](#)]
5. Kei Nakajima, "Parallel Universes of Investment Protection? A Divergent Finding on the Definition of Investment in the ICSID Arbitration on Greek Sovereign Debts", *Law and Practice of International Courts and Tribunals*, Vol. 15, No. 3 (2017), pp. 471-489. [[DOI](#)]
4. Kei Nakajima, "An Elusive Safeguard with Loopholes: Sovereign Debt and its 'Negotiated Restructuring' in International Investment agreements in the Age of Global Financial Crisis", *International Review of Law*, No. 2016-3 (2016), 20 pp; republished in *Transnational Dispute Management*, No. 2018-1 (2018).
3. 中島 啓「国際投資仲裁における証拠法論：公法訴訟類推論の見地から」[国際法研究 2号](#)（信山社、2014年3月）69-105頁。
2. 中島 啓「国際裁判における推定の法構造：事実認定の性格理解の観点から」*国際法外交*

雑誌 108 巻 3 号 (2009 年 11 月) 61-90 頁。

1. 中島 啓「国際裁判における事実認定の法構造：証明責任論を素材として」国家学会雑誌 121 巻 7・8 号 (2008 年 8 月) 749-814 頁。

解説：

4. 中島 啓「ウクライナ侵略後のロシア対外債務問題」21 世紀政策研究所 (研究主幹：中谷和弘)『[地政学的リスクをめぐる諸課題と日本企業の法的対応](#)』(21 世紀政策研究所、2024 年 3 月) 57-68 頁。
3. 中島 啓「ポスト・コロナにおける国際金融法ルールの形成・解釈・適用と日本」21 世紀政策研究所 (研究主幹：中谷和弘)『[ポスト/ウィズコロナ時代における国際経済法の諸課題と日本企業の国際的リスクへの法的対応](#)』(21 世紀政策研究所、2022 年 2 月) 77-89 頁。
2. 中島 啓「[南シナ海仲裁判断の検討：歴史的権利および海洋地勢の法的地位](#)」日本国際問題研究所 (主査：中谷和弘)『[インド太平洋における法の支配の課題と海洋安全保障「カントリー・プロファイル](#)』(日本国際問題研究所、2017 年 3 月) 67-82 頁。
1. Kei Nakajima, "[Tax Base Erosion and Profit Shifting \(BEPS\) and International Economic Law](#)", *Centre for Trade and Economic Integration (CTEI) Working Papers*, No. 2013-2 (Geneva: The Graduate Institute, 2013), 82pp [with Isabel Lamers and Pauline Mcharo].

判例研究：

7. Kei Nakajima, "*Gramercy v Peru: Vintage Sovereign Land Bonds Protected by a New-Generation International Investment Agreement*", *ICSID Review - Foreign Investment Law Journal*, Vol. 38, No. 3 (2023), pp. 547-554. [\[DOI\]](#)
6. 中島 啓「人種差別撤廃条約適用事件 (カタール対アラブ首長国連邦)」国際法外交雑誌 121 巻 2 号 (2022 年 8 月) 75-93 頁。
5. 中島 啓「先決的抗弁の分類：ニカラグア事件 (管轄権・受理可能性)」森川幸一他編『[国際法判例百選 \[第 3 版\]](#)』(有斐閣、2021 年) 190-191 頁
4. 中島 啓「シカゴ条約第 84 条に基づく ICAO 理事会の管轄権に関する上訴事件・国際航空業務通過協定第 II 条 2 項に基づく ICAO 理事会の管轄権に関する上訴事件」国際法外交雑誌 119 巻 4 号 (2021 年 1 月) 82-97 頁。
3. 中島 啓「判決主文の射程の同定手法と既判力原則：延伸大陸棚境界画定事件 (ニカラグア対コロンビア) 先決的抗弁判決 (国際司法裁判所 2016 年 3 月 17 日)」[国際法研究 5 号](#) (信山社、2017 年 3 月) 215-236 頁。
2. Kei Nakajima, *European Communities—Customs Classification of Frozen Boneless Chicken Cuts*, WT/DS269/AB/R, WT/DS286/AB/R, Appellate Body Report (adopted 27 September 2005), [Oxford Reports on International Law](#) (ITL 100, 2016).
1. Kei Nakajima, *Korea—Definitive Safeguard Measure on Imports of Certain Dairy Products*, WT/DS98/AB/R, Appellate Body Report (adopted 12 January 2000), [Oxford Reports on International Law](#) (ITL 064, 2015).

書評・紹介・その他：

8. Kei Nakajima, "[And the Azerbaijan-Armenia Lawfare Expanded: The Arbitration brought by](#)

- [Azerbaijan under the Bern Convention](#)”, Völkerrechtsblog (30 January 2023).
7. Kei Nakajima, “[Sovereign defaults during and after the Russian invasion of Ukraine](#)”, Cambridge University Press Blog Fifteeneightyfour (25 October 2022).
 6. 中島 啓「[ロシアのウクライナ侵攻と国際訴訟戦線の動向](#)」週間経団連タイムス（2022年7月7日 No.3551）。
 5. 中島 啓「序：特集『グローバル・サウス』と現代国際法の課題」[社会科学研究 73 卷 2 号](#)（2022年3月）1-3頁。
 4. Kei Nakajima, “[Mass Claims](#)”, in [Jus Mundi - Wiki Notes](#) (9 June 2020).
 3. 中島 啓「南シナ海仲裁判断の意味」[国際法学会エキスパートコメント](#) No.2016-6 (2016).
 2. Kei Nakajima, [紹介] “Comparative Law and Politics Seminars: Report”, University of Tokyo, Institute of Business Law and Comparative Law & Politics, *IBC April 2011-March 2012* (May 2012), pp. 13-14, 41-42 [Judge Hisashi Owada, “The International Court of Justice: Present and Future”].
 1. 中島 啓[書評]「学界展望〈国際法〉 Gérard Niyungeko, *La preuve devant les juridictions internationales*, Édition Bruylant, 2005, xx + 480pp.」国家学会雑誌122巻5・6号（2009年6月）840-847頁。

口頭報告：

28. 中島 啓 “Deference as Appeasement or: An Avoidance Technique in International Adjudication”, 『グローバル法・国家法・ローカル法秩序の多層的構造とその調整法理の分析』研究会（東京大学社会科学研究所、2024年2月10日）。
27. Kei Nakajima, “Judicial and Arbitral Settlement of Law of the Sea Disputes”, Japan International Cooperation Agency (JICA) Tokyo Center, Tokyo, 9 February 2024.
26. 中島 啓「ロシアのウクライナ侵略により生じた損害を登録する機関の設立と賠償メカニズムの実現可能性」21世紀政策研究所・国際法研究会（オンライン開催、2023年8月30日）。
25. 中島 啓「ウクライナ侵攻後のロシア対外債務問題」21世紀政策研究所・国際法研究会（オンライン開催、2022年9月29日）。
24. 中島 啓「人種差別撤廃条約適用事件（カタール対アラブ首長国連邦）」国際司法裁判所判例研究会（オンライン開催、2022年5月13日）。
23. 中島 啓「コロナ禍の国際裁判と審理手続」アジア国際法学会日本協会・秋季研究大会（オンライン開催、2021年11月30日）。
22. 中島 啓「ソブリン債紛争処理の国際法秩序構想」国際法学会 2021年度研究大会（オンライン開催、2021年9月8日）。
21. 中島 啓「コロナ禍における国家債務問題の展開」21世紀政策研究所・国際法研究会（オンライン開催、2021年7月29日）。
20. 中島 啓「権利存在の見込み（plausibility）はなぜ必要か：仮保全措置指示要請審理における検討対象の拡大と変遷」第408回東大国際法研究会（オンライン開催、2021年3月15日）。
19. 中島 啓「ポスト・コロナにおける国際金融法ルールの形成・解釈・適用と日本」21世紀政策研究所・第4回国際法研究会（オンライン開催、2020年12月7日）。

18. 中島 啓「シカゴ条約第 84 条に基づく ICAO 理事会の管轄権に関する上訴事件・国際航空業務通過協定第 II 条 2 項に基づく ICAO 理事会の管轄権に関する上訴事件」国際司法裁判所判例研究会（オンライン開催、2020 年 9 月 22 日）。
17. 中島 啓「国際法の実務：国連・国際機関」日本弁護士連合会「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」（オンライン開催、2020 年 9 月 12 日）。
16. 中島 啓「COVID-19 と国際法：何が語られているか、どのように語るべきか」社研セミナー（オンライン開催、2020 年 6 月 30 日）。
15. 中島 啓「国際司法裁判所の法と実務」日本弁護士連合会「国際公法の実務研修連続講座 vol. 2」第 4 回（弁護士会館、2018 年 12 月 26 日）。
14. Kei Nakajima, “Existence and Identification of Disputes”, [The ICJ as the Main Judicial Organ of the UN: Recent Developments](#), Utrecht Centre for International Legal Studies, Utrecht University, Utrecht, The Netherlands, 9 March 2018.
13. 中島 啓「要約とコメント」『国際裁判の証拠法論』書評会（神戸大学、2016 年 11 月 4 日）。
12. 中島 啓「南シナ海仲裁判断の検討：歴史的権利及び海洋地勢の法的地位」インド太平洋における法の支配の課題と海洋安全保障「カントリー・プロファイル」国際法研究会 第 5 回会合（日本国際問題研究所、2016 年 10 月 7 日）。
11. 中島 啓「投資条約仲裁制度を通じた集団訴訟：小規模投資家の保護要請と『取締役論』」国際法学会 2016 年度研究大会（静岡県コンベンションアーツセンター・グランシップ、2016 年 9 月 9 日-11 日）。
10. 中島 啓「南シナ海仲裁（フィリピン対中国）仲裁判断の解説」インド太平洋における法の支配の課題と海洋安全保障「カントリー・プロファイル」地域研究会 第 2 回会合（日本国際問題研究所、2016 年 7 月 25 日）。
9. 中島 啓「判決主文の射程の同定手法と既判力原則：延伸大陸棚境界画定事件（ニカラグア対コロンビア）先決的抗弁判決 2016 年 3 月 17 日」京大国際法研究会（京都大学、2016 年 6 月 18 日）。
8. Kei Nakajima, “Sovereign Financing between Development and Crisis: Revisiting Sovereign Debt before Investment Treaty Arbitration”, [Kobe Seminar on International Economic Law 2016. Legal Issues arising from State Capitalism: New Trend in International Economic Law](#), Kobe University, Kobe, Japan, 7 June 2016.
7. Kei Nakajima, “Parallel Universes of Investment Protection? A Divergent Finding on the Definition of ‘Investment’ in the ICSID Arbitration on Sovereign Debts”, [5th Conference of the Postgraduate and Early Professionals/Academics Network of the Society of International Economic Law \(PEPA/SIEL\)](#), University of Luxembourg, Luxembourg, 14-15 April 2016.
6. Kei Nakajima, “A Successful Reconstruction of a Dispute? Understanding the Jurisdictional Findings of the South China Sea Arbitration”, Ho Chi Minh City University of Law Seminar on International Law, Ho Chi Minh City, Viet Nam, 28 March 2016.
5. Kei Nakajima, “An Elusive Safeguard with Loopholes: Sovereign Debt and its ‘Negotiated Restructuring’ in the TPP Agreement and Beyond”, [2nd Kobe Seminar on International Investment Law 2016](#). Asian Challenges to International Investment Law: Viewing from Internal and Comparative Perspectives, Kobe University, Kobe, Japan, 29 January 2016.
4. Kei Nakajima, “Traditional and Modern Designs for International Law of Sovereign Debt

Restructuring: Towards Sovereign Insolvency Law in the Decentralized Legal Order”, Experts, Networks and International Law, [5th International Four Societies Conference](#) (ANZSIL/ASIL/CCIL/JSIL), Australian National University, Canberra, Australia, 1-2 July 2014.

3. 中島 啓「フィリピン対中国仲裁手続の検討」日本の領土をめぐる関係国等の主張と国際世論研究会（日本国際問題研究所、2013年8月21日）。
2. 中島 啓「竹島——日本政府の見解の検討」日本の領土をめぐる関係国等の主張と国際世論研究会（日本国際問題研究所、2013年8月9日）。
1. 中島 啓「国際裁判における証拠法論の展開」第339回東大国際法研究会（東京大学、2013年7月6日）。

研究助成：

17. 日本法制学会・研究助成金（2024年）
 - 不法に発行されたソブリン債券の準拠法に関する研究 [加藤紫帆との共同研究]
16. 科研費（基盤研究C）（2022年4月～2025年3月）
 - 国際裁判における付随的管轄権行使に関する研究
15. 科研費（研究活動スタートアップ支援）（2020年9月～2022年3月）
 - ソブリン債紛争処理の国際法規律に関する研究
14. 村田学術振興財団・研究助成（2020年）
 - 国際裁判における事項的管轄権の判断枠組みに関する研究
13. 日本法制学会・研究助成金（2020年）
 - 欧州ソブリン債における集団行動条項に関する研究
12. 村田学術振興財団・研究助成（2016年）
 - 国際投資仲裁における集団請求に関する研究
11. 科研費（若手研究・B）（2016年4月～2017年1月）
 - ソブリン債務再編の国際法規律に関する研究
10. 日本法制学会・研究助成金（2016年）
 - ソブリン債の投資該当性に関する研究
9. 公益信託山田学術研究奨励基金・奨励金（2016年）
 - 国際投資協定における投資財産の定義に関する研究
8. Prunier Foundation Geneva Scholarship（2015年～2016年）
7. 村田学術振興財団・海外派遣援助助成（2014年）
6. The Graduate Institute Geneva Scholarship（2013年～2015年）
5. 末延財団・在外研究支援奨学生（2013年）
4. 松下幸之助記念財団・研究助成（2011年10月～2012年9月）
 - 国際投資仲裁における証拠法論に関する研究
3. 科研費（特別研究員奨励費・PD）（2011年4月～2013年9月）
 - 国際裁判における事実認定・証拠法論に関する研究
2. 科研費（特別研究員奨励費・DC1）（2008年4月～2011年3月）
 - 国際裁判における事実認定・証拠法論に関する研究
1. 安達峰一郎記念財団・研究生（2007年4月～2008年3月）

所属学会：

- American Society of International Law
- European Society of International Law
- International Law Association (Japan Branch)
 - Member, Committee on Alternative Dispute Resolution in International Law (2023-)
- 国際法学会
 - 雑誌編集委員会委員（2020-2022年）
 - 判例研究委員会委員（2022年-）
 - 若手研究者育成委員会委員（2022年-）
- 世界法学会

受賞：

- 第50回安達峰一郎記念賞（安達峰一郎記念財団・2017年10月31日）

裁判実務（国際司法裁判所法務官補在任中に担当した主要事件一覧）：

- インド洋境界画定事件（ソマリア対ケニア）
- テロ資金供与防止条約及び人種差別撤廃条約の適用事件（ウクライナ対ロシア）
- ジャダブ事件（インド対パキスタン）
- カリブ海主権的権利侵害申立事件（ニカラグア対コロンビア）
- イスラ・ポルティリョス北部国境事件（コスタリカ対ニカラグア）
- カリブ海及び太平洋の境界画定事件（コスタリカ対ニカラグア）
- 国境地域におけるニカラグアの諸活動事件（コスタリカ対ニカラグア）
- 免除及び刑事手続事件（赤道ギニア対フランス）
- 人種差別撤廃条約の適用事件（カタール対アラブ首長国連邦）
- 友好通商条約の違反申立事件（イラン対米国）
- イラン資産事件（イラン対米国）
- チャゴス群島分離の法的帰結に関する勧告的意見
- コンゴ領軍事活動事件（コンゴ民主共和国対ウガンダ）
- 国際民間航空条約第84条に基づくICAO理事会の管轄権に関する上訴事件（バーレーン、エジプト、サウジアラビア、アラブ首長国連邦対カタール）
- 国際航空業務通過協定第II条2項に基づくICAO理事会の管轄権に関する上訴事件（バーレーン、エジプト、アラブ首長国連邦対カタール）
- ジェノサイド防止条約の適用事件（ガンビア対ミャンマー）
- 1899年の仲裁判断に関する事件（ガイアナ対ベネズエラ）